

インボイス制度説明会のご案内

確定申告期は税務署が大変混雑するため、インボイス制度に係る説明会は、次のとおり3月16日以降に開催します。

説明会への参加を希望する方は、事前に電話等で予約をお願いします。

1 日時

月	3					
日	17	22	24	27	28	30
曜日	金	水	金	月	火	木

① 午前の部 9時30分～10時30分

② 午後の部 13時30分～14時30分 ※①②ともに説明会の内容は同じです。

2 場所

峰山税務署1階

3 留意事項

感染予防の観点から、説明会では検温とマスクの着用をお願いします。

連絡先：峰山税務署 個人課税部門 0772-62-0460（代表）

※音声案内にしたがって「2」をプッシュしてください。

消費税

令和5年10月

事業者の方へ

インボイス制度開始！

インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始すると・・・

インボイス制度開始後、買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。

売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録を受ける必要があります。登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

インボイス制度についての一般的なご質問は、チャットボットまたは軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

フリーダイヤル 0120-205-553（無料）9:00～17:00（土日祝除く）

※個別相談は、所轄の税務署へ事前予約をお願いします。

特設サイト

